

議第223号

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第5項各号列記以外の部分中「場合」の右に「(第1号に掲げる場合にあつては、満3歳未満の園児の保育を行わない場合に限る。)」を加え、同項第1号ウ中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

附則第2項中「10年」を「12年」に改める。

附則第3項前段中「平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)は」を「当分の間」に改める。

附則第4項及び第5項前段中「特例期間に」を「当分の間、」に改める。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 市長は、附則第3項から前項までの規定による特例について、令和7年4月1日以後少なくとも5年ごとに、本市における教育及び保育の需給の状況並びに当該特例の適用の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

る。

(京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月22日京都市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項前段中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は」を「当分の間」に改める。

附則第3項、第4項前段及び第5項中「施行日から令和7年3月31日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第8項前段中「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 市長は、附則第2項から前項までの規定による特例について、令和7年4月1日以後少なくとも5年ごとに、本市における教育及び保育の需給の状況並びに当該特例の適用の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例第6条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

認定こども園に配置する職員の人数及び資格に関する基準の特例措置の適用期限を延長する等の必要があるので提案する。